

平成25年4月から

国民健康保険

保険税率が変わります

■住民課国保年金係【☎028(677)6038】

国民健康保険制度は、病気やけがをしたときに安心して医療機関で受診できるように、加入者が保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。

町の国民健康保険は、医療費の増加などから極めて厳しい財政状況となっており、この制度を支えていくために平成25年度から保険税率を改定させていただくことになりました。国民健康保険加入者の皆さんには、1世帯平均約36,000円増（1人あたり約15,000円増）のご負担をお願いすることになりますが、ご理解とご協力をお願いします。

●保険税率の改定内容

| 区分 | | 所得割 (%) | 資産割 (%) | 均等割 (円) | 平等割 (円) | 限度額 (円) |
|---------------|-----|--------------------|------------------|-----------------|---------------|-------------|
| 医療分 | 改定前 | 6.20 | 32.00 | 18,400 | 20,000 | 500,000 |
| | 改定後 | 6.70 | 25.00 | 26,000 | 29,000 | 510,000 |
| | 増減 | +0.50 | △7.00 | +7,600 | +9,000 | +10,000 |
| 後期高齢者 支援金分 | 改定前 | 1.60 | 8.00 | 4,600 | 5,000 | 130,000 |
| | 改定後 | 2.00 | 0.00 | 7,000 | 8,200 | 140,000 |
| | 増減 | +0.40 | △8.00 | +2,400 | +3,200 | +10,000 |
| 介護納付金分 | 改定前 | 0.52 | — | 6,000 | 3,600 | 100,000 |
| | 改定後 | 1.70 | — | 8,200 | 6,000 | 120,000 |
| | 増減 | +1.18 | — | +2,200 | +2,400 | +20,000 |
| 説明 | | 所得割…加入者全員の所得に応じた税額 | 資産割…固定資産税額に応じた税額 | 均等割…加入者1人あたりの税額 | 平等割…1世帯あたりの税額 | 限度額…国保税の上限額 |

※介護納付金分は、40歳～65歳未満の人が該当します。

※均等割・平等割は、加入者の所得と人数に応じて軽減される場合があります。

●事例別世帯の税額

| 事例 | 事 例 | 税 額 (年額) |
|----|--|---|
| 例① | 4人世帯 (夫45歳、妻43歳、子15歳、子13歳) 前年所得 夫：給与収入 400万円 (所得 233万円) 妻：給与収入 120万円 (所得 39万円) 固定資産税 120,000円 | H24 406,800円 H25 504,400円 差 97,600円 増 |
| 例② | 3人世帯 (夫30歳、妻28歳、子3歳) 前年所得 夫：給与収入 250万円 (所得 124万円) 妻：専業主婦 0円 (所得 0万円) 固定資産税 120,000円 | H24 219,800円 H25 246,700円 差 26,900円 増 |
| 例③ | 2人世帯 (夫73歳、妻71歳) 前年所得 夫：年金収入 180万円 (所得 60万円) 妻：年金収入 120万円 (所得 0万円) 固定資産税 120,000円 | H24 104,700円 H25 112,500円 差 7,800円 増 |

●7月に納付書を発送しますので、ご不明な点がありましたらお問い合わせください。

◎事前の準備は、しっかりと◎

確定申告に時間がかからないよう、事前に申告書や収支内訳書の自書作成、領収書などの整理をお願いします。

集計などが済んでいないと、申告に時間がかかってしまいます。また混雑の原因となりますので、ご協力をお願いします。※収入や支出のわかる書類がないと、受け付けできない場合があります。

<事前にやっておくこと>

○営業・農業・不動産などの所得の収支内訳書の作成…収入や経費の計算をしてください。

○控除額などの計算…医療費や寄附金額を集計してください。

○必要書類の整理…源泉徴収票・支払証明書・控除証明書の整理をしてください。

◎税制改正の注意事項◎

<平成24年からの税制改正>

○生命保険料控除の「介護医療分」について、町で賦課している「介護保険料」は、生命保険料控除に該当しません。社会保険料控除として所得から差し引きます。介護保険料が年金から天引きされている場合は、天引きされている本人の控除分として申告します。

○認定低炭素住宅の取得に伴う住宅借入金等特別控除の適用は、平成24年12月4日以降に当該建物に居住を開始した場合に限ります。

<帳簿記帳の準備をしましょう>

平成26年中所得の申告から、営業・農業・不動産などの事業所得等を有する人は、日々の収入と経費を出納帳簿などに記帳し保存することが義務化されます。今のうちから準備を始めましょう。

●出納帳簿を準備しましょう

様式に特別な決まりはありません。収支内訳書を作成する上で使いやすい様式で差し支えありません。

●収入や経費を短い期間に区切って集計しましょう

出納帳簿は、日々の金額の合計で記帳する必要があります。そのため、領収書などはため込まずに、こまめに記帳しましょう。

◆税務署からのお知らせ◆ 【所得税の確定申告は自分で書いてお早めに】

○便利なe-Taxをご利用ください○

e-Taxを利用することで、自宅にいながら申告書の作成・提出(送信)が可能になります。

また、e-Taxは原則24時間利用でき、窓口が閉まってからも申告書の提出(送信)が可能です。

詳細はこちらで
ご確認ください

真岡税務署 【☎0285(82)2115】 ※音声による自動案内
国税庁ホームページ www.nta.go.jp

○税務署の休日受付相談日○

●日時／2月24日(日)、3月3日(日) 9:00~16:00

●場所／宇都宮市マロニエプラザ ※真岡税務署管内でもこちらでの受付になります。

○還付申告無料相談会○

●日時／2月6日(水) 9:00~16:00

●場所／税理士会真岡支部会員事務所

●対象／給与または年金受給者で、所得金額が300万円以下かつ少額の還付申告になる人